平成２６年（再イ）第３６９号
大阪府豊中市東豊中町６丁目24番９―805号
再生債務者　柳　　正徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第２４４号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目４番６―508号
再生債務者　山形紀久美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２６号
金沢市畝田東２丁目225番地
再生債務者　川田　育子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日　　金沢地方裁判所

平成２６年（再イ）第２８号
金沢市押野２―533―２　ボナール・セゾン201
再生債務者　神林　淳也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日　　金沢地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１９６号
名古屋市港区川間町１丁目11番地　宝マンション川間町スクエア408号
再生債務者　山崎　幸司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年２月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１０号
仙台市太白区柳生７丁目26番地の５　アメニティライフ21―201
再生債務者　牧野　巧宏
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月６日から平成27年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第２号
堺市東区大美野141番地12
再生債務者　今阪　優一
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月30日から平成27年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第２号
北海道旭川市春光台３条７丁目４番地の20
再生債務者　古川　　元
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年４月７日から平成27年４月14日まで
旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００５９号
東京都小平市上水本町６―12―28
再生債務者　上野　　正
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月９日まで
平成27年２月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１８号
横浜市中区新山下１丁目10番８―402号
再生債務者　山口　直之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月10日まで
平成27年２月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第３号
名古屋市西区砂原町432番地の２
再生債務者　水野　滋夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月16日まで
平成27年２月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第１２号
堺市北区北花田町１丁59番地３
再生債務者　奥田　一彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年２月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月23日まで
平成27年２月23日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号
山形県鶴岡市湯野浜２丁目10番７号
再生債務者　佐藤さちこ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（再ロ）第２号
群馬県高崎市宮原町11番地　Ｔ―ｏｎｅ　ＭＩＹＡＨＡＲＡ　ＷｅｓｔＢ404号、開始決定時の住所長野県松本市征矢野１丁目６番11号　Ｂ棟
再生債務者　竹田　康嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（再ロ）第１１号
札幌市豊平区平岸１条16丁目８番４号
再生債務者　中村　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月24日
札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

組織変更公告
当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。
平成二十七年三月四日
埼玉県越谷市増林三丁目一九一番地
農事組合法人ランテック
代表理事　須賀　　健

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年三月四日
東京都港区西新橋三丁目二三番五号
合同会社日高口システィックスサービス
代表社員　株式会社クリーンエナジーマネジメント
職務執行者　金島　春夫